

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第15号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 夜間その他特別の時間において授業を行う学校に勤務する教職員 午前10時45分から午後7時15分まで

第2条第5項中「教職員」を「当該教職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「範囲内で」の右に「前各項に規定する教職員の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、学校運営上特に必要があるときは、別に定める基準に基づき、前項に規定する勤務時間以外の勤務時間を定めることができる。この場合において、校長は、遅滞なく教育委員会に届け出るものとする。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 前条第1項第2号に掲げる教職員 午後0時40分から午後1時25分まで

第3条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により勤務時間を定める場合における休憩時間については、前項第1号又は第2号に掲げる時間を基準として、校長が定める。

第8条第2項中「第2条第2項又は第3項」を「第2条第3項又は第4項」に改める。

第19条第3項中「制限」の右に「並びに健康及び福祉の確保に係る措置」を加える。

別表第4備考3中「第8条第8項第2号」を「第8条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)